

注) ため池防災支援システムに登録された防災重点ため池以外はシステムを活用することはできません。

緊急点検フロー

あらかじめ、緊急点検時の役割分担等※を明確にしておく。
※対象ため池ごとの点検者、点検者の連絡先、連絡が取れない場合の対応

※ため池防災支援システムから最初に点検ため池を抽出するタイミングは、地震の規模によるが、地震発生から30分～45分後を目安とする。

地震発生

【点検ため池】
震度4: 堤高15m以上の対象ため池
震度5弱以上: 全ての対象ため池

<市町村>

① 気象庁の震度情報を基に関係者に連絡するなど、緊急点検を行う体制を確立

② ため池防災支援システムから防災重点農業用ため池の点検ため池を抽出※し、それ以外の点検ため池を含め点検者に緊急点検を指示

⑤ 点検結果を確認し、必要と判断したものについて応急措置を実施

⑤ ため池管理アプリ等から報告されなかったため池について、点検者から報告のあった内容をシステムの第1報に入力
被害が確認されたものについては、その後、システムによる第2報、写真のアップロードを速やかに実施
応急措置が必要なものについては、応急措置を実施後、措置状況の写真をシステムにアップロード（これにより難しい場合は、様式-2、3（写真含む）を都道府県に送付）

<点検者（管理者等）>

水位低下に必要な排水ポンプが足りない場合は、都道府県に相談。

道路の通行止め等で現地に行けない場合は、市町村へ連絡。市町村は、ドローンを活用した点検について都道府県に相談。

③ 緊急点検を実施

④ 点検結果を市町村に報告
・ため池管理アプリ等から報告した場合は、その旨を市町村に連絡
・ため池管理アプリ等から報告しない場合は、様式-2の内容を市町村へ速報し、その後、被害が確認されたものについて、様式-3に沿って被害状況を確認し、市町村に提出

<都道府県>

② ため池防災支援システムから防災重点農業用ため池の点検ため池を随時把握し、震度情報の更新により点検ため池に変更があれば該当する市町村に連絡

② 河川区域外の農業用ダムの点検ため池があれば、地方農政局等に報告

⑥ 都道府県内の点検状況、被害状況を把握

⑥ 市町村より送付された様式-2、3（写真含む）があれば、地方農政局等に送付

点検結果を確認し、第1報で被害が確認されたものについては、システムによる第2報、写真のアップロードを依頼（これにより難しい場合は、様式-3（写真含む）の送付を依頼）
第2報を確認し、応急措置が必要であるにもかかわらず対応していないものがあれば、措置を指示

【本省と地方農政局の役割】

<本省>

- 点検ため池数を把握し、地方農政局と確認・共有。
- システムで抽出された点検ため池について、様式-1により点検状況の集計を行い、時点ごとに地方農政局に共有。
- 被災ため池の一覧をとりまとめ、農振局内に報告。

<地方農政局>

- 点検ため池数を把握し、本省・都道府県と確認・共有。
- 河川区域外の農業用ダムの点検ため池について、点検状況を本省に報告。
- システム上で被害報告のあったものについて、システムによる第2報、写真のアップロードを都道府県に依頼するとともに、応急措置の要否等について確認。

<地方農政局等>

③ 管内の点検ため池数を様式-1により集計

⑦ 管内の点検状況、被害状況等を様式-1、4により整理

点検結果を確認し、第1報で被害が確認されたものについては、システムによる第2報、写真のアップロードを依頼（これにより難しい場合は、様式-3（写真含む）の送付を依頼）
第2報を確認し、応急措置が必要であるにもかかわらず対応していないものがあれば、措置を指示

ため池防災支援システムから報告されたものについて、システム上から順次確認